

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付（先着順）のご案内

- ◆下記の物件は、受付期間内に、先着順により受け付け、定価で貸付けを行います。
- ◆受付期間: 令和7年3月14日(金)から令和7年3月19日(水)まで(土曜、日曜を除く。)
- ◆受付時間: 午前9時から午後5時まで
- ◆先着順のため、申込済みまたは契約済みの場合もありますのでご了承ください。

この貸付を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの案内によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、申込みをしてください。提出された書類等に記載された情報は、貸付事務のみに使用します。

1 貸付物件

1 自動販売機を設置する施設及び設置場所

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数	貸付価格(月額)
3	清涼飲料水	守山福祉会館・児童館	守山区小幡一丁目3番15号出入口付近	1.13㎡	1台	400円
5	清涼飲料水	名東福祉会館・児童館	名東区亀の井二丁目201出入口付近	2.0㎡	1台	400円
7	清涼飲料水	南児童館	南区東又兵衛町3丁目35番地の1出入口付近	2.0㎡	1台	400円

- 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 詳しくは物件別特記仕様書をご参照ください。

2 申込資格

- 1 次のいずれか一つにでも該当する方は、申込みができません。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する者
 - (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
- ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(6) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

(7) 入札公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた本貸付契約関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 自動販売機の設置条件

(物件ごとに異なりますので、別冊の物件説明書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和 7年 5月 1日から令和 8年 3月31日までとし、当初の条件を変更しないことを前提として、最長で令和 12年 3月31日まで、1年を単位として契約の更新をすることができます。
(物件番号5については、最長令和9年3月31日まで)
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに各施設担当課へ文書で申請してください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ機器を設置して下さい。令和 7年 5月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

「1 貸付物件」のとおりです。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、施設管理者が指定する期限までに全額納付してください。(単独引込により給電を行うものについてはこの限りではない。)
- (3) 自動販売機設置予定場所付近には、コンセントが既に設置してある物件とコンセントの設置が必要な物件がありますので、必ず別冊の物件説明書で確認してください。

6 設置機器の仕様

別冊の物件説明書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書記載の事項を遵守すること。

8 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の

賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (2) 自動販売機に併設して、販売種類の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

10 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、別冊物件説明書の物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、各施設担当課へお問い合わせください。

4 申込・受付

受付期間	令和 7年 3月14日(金)～令和 7年 3月19日(水) 午前 9時から午後 5時まで(土曜、日曜を除く。)
受付場所	名古屋市役所 本庁舎1階南側 子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課(電話 052-972-3257)
申込方法	受付場所へ必要書類をご持参ください。 ※必要書類が揃っていない場合は受付できません。 ※郵送、電話での受付はできません。 ※受付開始時間の午前9時までに、又は、それ以降、受付場所に同時に、同一物件に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 ※先着順のため、すでに申込済み又は貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。

必要書類等	(1) 公有財産借受申込書 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。貸付決定の際の契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) <個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後 <u>3か月以内</u>のもので、連名場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ>法人役員に関する調書 入札案内書の30ページに書式が、31ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) <個人・法人のいずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は、行政財産の使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。） ※連名で申込む場合は、連名者全員の実績が必要です。
その他	(1) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (2) 申込前には必ず物件説明書により詳細をご確認いただき、必ず現地もご確認ください。 (3) 公有財産借受申込書、法人役員に関する調書、物件説明書は申込先または名古屋市公式ウェブサイトでご入手ください。

5 契約の締結

- 1 契約締結期限は、受付日の翌日から起算して30日（30日目が土日祝休日となる場合はその直後の平日）です。それまでに貸付契約を締結しないときは申込みを取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、申込者の負担とします。

6 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

7 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付料の年額とします。

- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。但し、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

8 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、設置場所ごとに「販売実績報告書」(入札案内書35ページ)により、名古屋市へ報告(半期に1回ごと)していただきます。

9 問い合わせ先

担当課	名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課 TEL 052-972-3257 FAX 052-972-4439
受付期間	令和7年 3月14日(金)～令和7年 3月19日(水)(土曜、日曜を除く。) 午前 9時から午後 5時まで

※問合せ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。